「教学マネジメント指針」要旨

### はじめに

　今後到来する予測困難な時代にあって、学生は自律的な学修者となることが求められている。こうしたことを背景としつつ、グランドデザイン答申[[1]](#footnote-1)においては、高等教育改革の実現すべき方向性として、「学修者本位の教育の実現」を謳っている。

　これまでも教育の質を保証するため、各高等教育機関における自主的な教育改善努力が促されてきたが、大学全体として十分な信頼が得られているとは言い難い。また、大学が密度の濃い主体的な学修を促す機会の提供を通じて、自律的な学修者を育成できているかについても、いまだ大きな課題が残されているといえる。こうした課題を乗り越えるためには、教育を目的とする組織としての大学が、教学マネジメントという考え方を重視していく必要がある。

　教学マネジメントとは「大学がその教育目的を達成するために行う管理運営」と定義でき、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。教学マネジメントの確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内及び学生の資源は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のために大学における時間の構造も「供給者目線」から「学修者目線」へと転換していくという視点が特に重視される必要がある。教学マネジメントの確立に当たっては様々な取組が必要となるが、そのためには個々の取組を別個に独立したものとして積み上げるだけでなく、学修者本位の教育という目標に向けてそれぞれの取組を有機的に関連付け、根本的かつ包括的な教育改善につなげていかなければならず、困難が伴うものである。

　本指針は、中央教育審議会大学分科会教学マネジメント特別委員会における議論を基に、三つの方針[[2]](#footnote-2)（特に「卒業認定・学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」）に基づき、学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営、すなわち教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営の在り方を示すことにより、教学マネジメントの確立に向けた各大学の真剣な検討と取組を促す契機とすることを目的として作成された。

　ただし、教学マネジメントは各大学が自らの理念を踏まえ、その責任において、それぞれの実情に合致した形で構築すべきものであり、本指針はそのまま従う「マニュアル」であることは意図していない。本指針は、教育改善の取組が、必ずしも学修者の目線に立ったものとなっていない大学や、十分な成果に結びついていない大学に、当分科会が大学教育の質の保証の観点から確実に実施されることが必要と考える取組や留意点等について、多様な大学等に共通する内容を中心に、分かりやすい形で示し、その取組の促進に主眼を置くことを意図している。

　学長・副学長や、学部長など個々の学位プログラムの構築・運営に責任を負う者は、教学マネジメントの確立に主たる責任を負う管理者として、本指針を参照することが最も強く望まれる者である。また、本指針は現場で実際に教育やその支援に携わる教職員も利用できるよう留意し、また、広く大学に関わる関係者に対しても理解され、受け止められるものとなるよう作成されている。

　本指針も踏まえたそれぞれの大学における積極的な教育改善の取組が、その直接の関係者を超えて、広く社会一般から評価され、大学教育が信頼されることにより、大学に対する支援の拡大が図られるという「信頼と支援の好循環」の形成につながることが期待される。

　教学マネジメントの確立に向けて、学長の果たす役割は決定的に重要である。学修者本位の教育の実現のため、各大学の既存のシステムを学修者目線で捉え直し、改めていくという包括的な改革に取り組むためには、学長が強力なリーダーシップを発揮し、全学的な視点の下で教職員一人一人の意欲と能力を最大限引き出していく必要がある。また、必要に応じ、学内・学外資源の最適な利活用についても構想していくことが期待される。

### Ⅰ　「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

　各大学の強みや特色が反映された三つの方針は、教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点ともいえる存在である。特に「卒業認定・学位授与の方針」は、学生の学修目標として、また、卒業生に最低限備わっている能力を保証するものとして機能すべきものであり、具体的かつ明確に定められることが必要である。また、大学教育の成果を学位プログラム共通の考え方や尺度（アセスメントプラン）に則って点検・評価することが、教学マネジメントの確立に当たって必要である。

○　各大学は、三つの方針に係るガイドライン[[3]](#footnote-3)で掲げられた事柄について改めて留意することが求められるとともに、以下のような事項について理解することも必要である。

#### 大学全体レベル

○　教学マネジメントの確立に当たっては、大学教育の成果を学位プログラム共通の考え方やルーブリック等の尺度（アセスメントプラン）に則って点検・評価を行うことが必要である。その際、点検・評価の目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法等について、三つの方針の内容に則してあらかじめ定めておく必要がある。

○　学修者本位の教育への転換の観点からは、まずは大学としても、副学長等を中心に、各学位プログラムを横断して学位の名称にふさわしい学修目標となっていることについて、各学位プログラムにおいて適切な策定プロセスが踏まれているかを中心に、事前に確認を行うことが期待される。あわせて、各学位プログラムにおいて、アセスメントプラン等に従い、学位プログラムについて日常的な点検（モニタリング）や総合的な点検・評価が行われているかを確認することが期待される。

#### 学位プログラムレベル

○　各大学が学位プログラム毎に定める「卒業認定・学位授与の方針」は、在学生に対しては自身が身に付ける資質・能力の目安・指針となりうるものであり、対外的には卒業生に最低限備わっている資質・能力を保証するものとして機能すべきである。したがって、大学は同方針において、それぞれの大学の強みや特色を生かしつつ、学位プログラムとしてふさわしい具体的かつ明確な学修目標を示す必要がある。

○　「卒業認定・学位授与の方針」における学修目標は、卒業生が「何を学び、身に付けることができるのか」を明らかにして策定される必要がある。その際、学修目標は、大学が学修成果や教育成果を、定量的又は定性的な根拠に基づき評価することができるものとされる必要がある。そのためには、例えば卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を「学生は、～することができる」といった形式で記述することも考えられる。

○　学位プログラムの構築・運営に責任を担う学部長等や実際の運営に携わる教員等が、最終的に学生に授与する学位の名称に対して、学修目標・学修内容が適切なものとなっていることを客観的に説明できることが重要である。併せて、それぞれの学位プログラムにおいても、アセスメントプラン等に従い、日常的な点検（モニタリング）や総合的な点検・評価を行うことが求められる。

### Ⅱ　授業科目・教育課程の編成・実施

　「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を達成する観点からは、明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるように、体系的かつ組織的な教育課程が編成される必要がある。編成に当たっては、授業科目が過不足なく設定されているかや、各授業科目相互の関係、履修順序や履修要件の検証が必要である。加えて、密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、学生が同時に履修する授業科目数の絞り込みを行うことが求められる。シラバスについては、個々の授業科目について学生と教員との共通理解を図る上で極めて重要な存在であり、かつ、成績評価の基点となるものであることも踏まえ、適切な項目を盛り込む必要がある。

○　「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を、授業科目・教育課程の編成において具体化し、客観的な点検・評価を可能にすることが求められる。この観点からは、学部長等や教員等に、当該学修目標を達成でき、かつ点検・評価も可能な授業科目・教育課程を具体的に構築することができるような、当該学問分野における専門性が必要となる。

#### 大学全体レベル

○　教育課程の編成・実施は、大学全体のレベルにおいても組織的に行われる必要がある。このため、学修目標の設定と同様、副学長等を中心とした体制を整えることが期待される。その上で、大学としても、各学位プログラムを横断して、「卒業認定・学位授与の方針」や「教育課程編成・実施の方針」を踏まえ、各学位プログラムにおいて適切な編成プロセスが踏まれていることを中心に、事前に確認することが期待される。加えて、日常的な点検（モニタリング）や総合的な点検・評価が行われているかを確認することも期待される。

#### 学位プログラムレベル

○　授業科目・教育課程の編成・実施は、学位プログラム全体で組織的に行われる必要があり、学部長等を中心に各教職員や専門的なスタッフを含む体制を整える必要がある。

○　「卒業認定・学位授与の方針」に示される「何を学び、身に付けることができるのか」から出発して、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成することが必要である。同方針との関係が明らかでない授業科目については、内容の見直しや取りやめの検討が必要となる場合もあることに留意することが必要である。

○　体系的な教育課程を編成する際には、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成という観点を常に念頭に置きつつ、

①　個々の授業科目について、教育課程全体の中での分担や授業内容を検討すること

②　例えば「カリキュラムマップ」の作成等を通じて、必要な授業科目が過不足なく設定されているかを検証し、必修科目とそれ以外の授業科目を分類すること

③　例えば「カリキュラムツリー」の作成等を通じて、各授業科目相互の関係や、学位取得に至るまでの履修順序や履修要件を検証すること

　などが必要である。

○　学生の時間は有限であることを前提に、学生の学修意欲を保ち、密度の濃い主体的な学修を可能とする上では、必修科目の適切な設定や、学生の同時履修授業科目数の大胆な絞り込みが求められる。そのため、資格・免許等の取得の関係で必要となる授業科目が法令等で規定されている場合等やむを得ない場合を除き、細分化された授業科目の統合や、授業科目の週複数回実施に向けた検討に早急に着手していくことが求められる。

○　シラバスの具体的な内容は教員が作成することが主として想定されるが、学位プログラムレベルにおいて、シラバスに記載すべき項目の設定や「卒業認定・学位授与の方針」と各授業科目の到達目標の関係の検証等が責任を持って行われる必要がある。

#### 授業科目レベル

○　個々の授業科目の到達目標は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を更に具体化する観点から「何を学び、身に付けることができるのか」を意識して設定される必要がある。

○　シラバスは、個々の授業科目について学生と教員との共通理解を図る上で極めて重要な存在であり、単なる講義概要（コースカタログ）にとどまることなく、授業の行程表として機能するとともに、「何を学び、身に付けることができるのか」（到達目標）を明確に定めることで適切な成績評価を実施するための基点としても機能するよう作成される必要がある。具体的には、

・授業科目の目的と到達目標、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標と授業科目の到達目標の関係、授業科目の内容と方法、授業科目の計画、成績評価基準、事前学修と事後学修の内容

　等を盛り込む必要がある。また、到達目標を定めるに当たっては、例えば「学生は、～することができる」といった形式で記述することも考えられる。

### Ⅲ　学修成果・教育成果の把握・可視化

　学修者本位の教育の観点から、一人一人の学生が自らの学修成果として身に付けた資質・能力を自覚できるようにすることが重要である。また、大学の教育活動を学修目標に則して適切に評価し、「卒業認定・学位授与の方針」の見直しを含む教育改善につなげるためにも、学修成果・教育成果を適切に把握・可視化する必要がある。把握・可視化に当たっては、その限界に留意しつつも、学生が、同方針に定められた学修目標の達成状況を可視化されたエビデンスとともに説明できるよう、複数の情報を組み合わせた多元的な形で行う必要がある。その際、大学教育の質保証の根幹として、また、学修成果・教育成果の把握・可視化を適切に行う上での前提として、成績評価の信頼性を確保する必要がある。

○　学修成果・教育成果の把握・可視化は、学修者本位の教育を実現する観点から、一人一人の学生が自らの学びの成果（学修成果）として身に付けた資質・能力を自覚できるようにすることが重要である。このため、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を可視化されたエビデンスとともに自ら説明できるように複数の情報を組み合わせた多元的な形で行われることが必要である。また、大学が、学位プログラムを通じて同方針に定める資質・能力を備えた学生を育成できていること（教育成果）も、学修成果と同様に説明できることが必要である。

○　また、大学の教育活動を学修目標に則して適切に評価するためには、学修成果・教育成果に関する情報を的確に把握・可視化する必要がある。その上で、把握・可視化した学修成果・教育成果を、アセスメントプランを踏まえた点検・評価に適切に活用し、学修目標の達成に向けた既存の教育課程や個々の授業科目・教育手法の見直し、さらには「卒業認定・学位授与の方針」自体の見直し等の改善につなげていくことが必要である。

○　ただし、学修成果・教育成果の把握・可視化については、

・全ての学修成果・教育成果を網羅的に把握することはできない

・把握した学修成果・教育成果の全てが必ずしも可視化できるわけでもない

　という限界が存在すること等に留意する必要がある。あわせて、学修成果・教育成果の把握・可視化は相応のコストを要する。これらはあくまで一人一人の学生のため、大学の教育改善のために行われる取組であって、「測定のための測定」に陥ることがあってはならないことを常に意識する必要がある。

○　成績評価の信頼性を確保することは、大学教育の質保証の根幹であり、学修成果・教育成果の把握・可視化を適切に行う上での前提であることには改めて留意する必要がある。

#### 大学全体レベル

##### 【成績評価】

○　大学全体で厳格な成績評価を行うとともに、成績評価に関する大学としての考え方を内外に示すためにも、成績評価に関する全学的な基準を策定・公表するとともに、授業科目における到達目標の達成水準との関係を公表するなどの取組が強く期待される。

##### 【学修成果・教育成果の把握・可視化】

○　学修成果・教育成果の把握・可視化に用いることができる情報は、世界的にも標準化されたものが存在しているわけではなく、また、その仕組みを構築し、その結果に対し学内外の理解を得ることは相応の時間が必要な困難な取組である。そのため、各大学においては、自らの強み・特色等を踏まえて設定した大学全体としての教育理念に則し、上記の情報の自主的な策定・開発を計画的に進めていくことが強く期待される。

○　また、多元的な把握・可視化を行い、教育改善を進める観点からは、学長のリーダーシップの下で教育改善を進めることができる全学的な組織を整備することが考えられる。

#### 学位プログラムレベル

##### 【成績評価】

○　各授業科目の到達目標について、ルーブリック等を用いてその具体的な達成水準を事前に明らかにしておくことは、厳格な成績評価の実施や学生の学修意欲の向上の観点から有効と考えられる。

○　各授業科目において、あらかじめ定められた成績評価基準を踏まえて意図されたとおりの成績評価が行われているかを事後的に検証する仕組みを作ることも重要であることに留意する必要がある。

##### 【学修成果・教育成果の把握・可視化】

○　学修成果・教育成果の把握・可視化を考える上では、個々の授業科目の成果や大学内外における様々な学生としての活動の成果が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を身に付けることにどのように寄与しているかを明らかにすることが非常に重要である。

○　単に授業科目ごとの成績評価を示すだけでは学修成果・教育成果の把握・可視化としては不十分であり、各大学が自ら様々な情報を組み合わせて「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにすることが強く期待される。その際、エビデンスとして使用可能な情報について、同方針の各項目にひも付けて整理し、同方針に定められた資質・能力を身に付けていることを示すことが考えられる。（別紙１参照）

○　「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例としては、以下のようなものがあげられる。（別紙２参照）

（１）大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるものの例

・各授業科目における到達目標の達成状況、学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、学修時間

（２）教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報の例

・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況、卒業論文・卒業研究の水準、アセスメントテストの結果、語学力検定等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業生に対する評価、卒業生からの評価

　　各大学においては、これらの項目や分類も参考としつつ、その自主的・自律的な判断とその責任の下で学修成果・教育成果の把握・可視化が進められることが期待される。

○　上記のような情報や学生の学修履歴・活動履歴を体系的に蓄積・収集し、多様な組み合わせを包括的に示し、大学のみならず一人一人の学生が様々な形でエビデンスとして活用できるようにするためには、学修ポートフォリオの利用は効果的に機能するものと考えられる。さらに、学生の同意のもとで学修ポートフォリオに蓄積された情報を、就職先等の社会に向けて提供していくことも考えられる。

○　学修ポートフォリオに蓄積された学修成果・教育成果に関する情報をエビデンスとして用いて、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得状況を評価することも考えられる。

#### 授業科目レベル

##### 【成績評価】

○　個々の授業科目においては、その到達目標に応じた適切な成績評価手法が選択され、定量的又は定性的な根拠に基づいた厳格な成績評価が実施されることが求められる。「各授業科目における到達目標の達成状況」は、学修成果・教育成果の把握・可視化における最も基本的な情報、いわば「出発点」として位置付けられる。

○　成績評価を適正に行い、信頼性を確保する上では、教員間の共通理解の下、

・各授業科目における「何を学び、身に付けることができるのか」という具体的な到達目標に照らしてできるだけ定量的又は定性的に達成水準を明らかにし、厳格に点数・評語に反映すること

・公正で透明な成績評価という観点から、達成水準を測定する手法やその配点基準があらかじめ明確になっていること

　が必要である。

### Ⅳ　教学マネジメントを支える基盤（ＦＤ・ＳＤの高度化、教学ＩＲ体制の確立）

　学修成果・教育成果を最大化するためには、教職員の能力向上が必要不可欠である。各大学は、「卒業認定・学位授与の方針」に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義した上で、対象者の役職や経験に応じた適切かつ最適なＦＤ・ＳＤを組織的かつ体系的に実施していく必要がある。加えて、ＦＤ・ＳＤは、学修成果・教育成果の把握・可視化により得られた情報の共有、課題の分析、改善方策の立案等、実際に教育を改善する活動として位置付け、実施する必要がある。  
　また、教学ＩＲは、教学マネジメントの基礎となる情報を収集する上での基盤であり、学長をはじめとする学内の理解を促進するとともに、教学ＩＲを実施する上で必要となる制度の整備や人材の育成を進めていく必要がある。

○　ＦＤ・ＳＤ、教学ＩＲは、「学修成果・教育成果の把握・可視化」の結果を踏まえ、教学マネジメントの一環として実際に教育活動を改善していくという側面も有する重要な活動として理解される必要がある。

##### 【ＦＤ・ＳＤの高度化】

○　「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を身に付けた学生を育成する上では、同方針に基づく体系的なカリキュラムの組織的な編成のみならず、これを学修者本位の教育という観点から適切に実施するために必要な資質・能力を備えた教職員の存在が不可欠となる。

○　また、学修者本位の教育を提供するための新たな教授法や教育プログラムを提供するに当たっては、それを設計・実施する教員個々人の研さんや努力のみに期待するのではなく、それに必要な知識・技能等を身に付けられる研修の実施等、組織的かつ体系的なＦＤ・ＳＤの実施が不可欠である。

○　その前提として、各大学は、自らが定める大学全体としての教育理念や「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえ、自学が目指す教育を提供するために教職員に必要な資質・能力を特定して望ましい教職員像を定義する必要がある。

○　さらに、ＦＤ・ＳＤは、学修成果・教育成果の把握・可視化により得られた情報を共有し、明らかになった課題を分析し、これに対応するための改善方策を立てるなど、多くの教職員の参画を得ながら、実際に教育を改善する重要な活動と位置付けられる。このような認識のもとで、組織的かつ体系的に実施することが必要である。

○　教学マネジメントを機能させるためには、大学全体としての教育理念や「卒業認定・学位授与の方針」、これらを踏まえた望ましい教職員像をＦＤ・ＳＤを通じて共有し、関係者間で共通理解を構築することが必要である。

##### 【教学ＩＲ体制の確立】

○　教学ＩＲの主たる役割は、大学全体の関係者、とりわけマネジメント層が教学改革について正しい判断を行うために必要なデータを収集・分析し、一定の目標達成に資する情報として提供することにあることを、特に大学のマネジメント層が認識する必要がある。

#### 大学全体レベル

##### 【ＦＤ・ＳＤの高度化】

○　大学全体で教学マネジメントを円滑に実施していくため、学長・副学長といったマネジメント層に対しては、「学修成果・教育成果の把握・可視化」の結果も踏まえ、大学全体としての教育理念や三つの方針を適切に設定したり、見直したりするための研修会等のＦＤ・ＳＤを、定期的に企画・実施する必要がある。

○　組織的かつ体系的なＦＤ・ＳＤを学内で継続的に実施するため、教職員の能力開発を担当する組織の構築・運用や、ＦＤの企画・立案・実施に必要な能力を身に付けた専門人材の確保・育成を進めることが期待される。学内において専門人材を確保・育成できない場合においても、先進的な取組を行う大学やＦＤ・ＳＤに関する教育関係共同利用拠点との連携、コンソーシアムへの参加等、自学の教職員に対しＦＤ・ＳＤの機会を提供できる環境づくりに努める必要がある。

##### 【教学ＩＲ体制の確立】

○　教学ＩＲ部門の役割は情報の収集・分析であり、分析の結果得られた情報を踏まえて教育改善のための判断を下すことは、学長をはじめとするマネジメント層の役割である。教学ＩＲ部門が学内の様々な学部・部署から円滑にデータを収集し、適確な分析を行うためには、学長のリーダーシップの下で教学ＩＲ部門に必要な権限を付与するなどの環境整備が必要である。

○　教学ＩＲに関わる専門スタッフが不足していることにより、その機能が十分果たせていない大学も存在する。外部の機関の活用や大学間連携を通じて、教学ＩＲのみならず専門スタッフの育成を活性化するとともに、教学ＩＲに関わる事務を共同処理することが期待される。

○　教学ＩＲに必要となる学内の各種データを円滑かつ継続的に収集・保存・管理し、活用する上では、部局を超えてデータを円滑に収集することを可能とする規定や、データの適切な取扱に関する定め等の学内規定等の整備と、これらに基づき教学ＩＲを実施していく運用の確立が必要である。

#### 学位プログラムレベル

##### 【ＦＤ・ＳＤの高度化】

○　「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえ、学位プログラムが目指す教育を提供するために当該プログラムにおいて教職員に求められる資質・能力を望ましい教職員像として明らかにした上で、教職員の経験等に応じて体系的にＦＤ・ＳＤの機会を提供する必要がある。

○　特に、教員としての経験が少ない新任の教員や実務経験のある教員の採用のタイミングで、大学教員に一般的に求められる基礎的な知識・技能や学位プログラムを担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのＦＤ・ＳＤは確実に実施されることが必要である。加えて、教員としての経験を有する者に対しても、例えば新たに着任した場合や組織内で担う役割が変化した場合等、節目となる時点を中心に、教員としての知識・技能のアップデートを図る観点から、個々の教員の状況等に合わせて適切なＦＤ・ＳＤを実施していく必要がある。

##### 【教学ＩＲ体制の確立】

○　教学ＩＲは、「卒業認定・学位授与の方針」に則した学修者本位の教育が提供されているか、そのために改善すべき点は何か、あるいは同方針そのものを改善すべき点はないかといった観点から、適切なタイミングで実施される必要がある。

○　教学ＩＲは、学修成果・教育成果の把握・可視化と密接に関わるものであることから、学部長等は重点的に把握・可視化すべき学修成果は何か、どのような分析を加えて欲しいのかといった要望を教学ＩＲ部門に対し適確に伝え、学内で連携を図り取組を組織的に進める必要がある。

#### 授業科目レベル

##### 【ＦＤ・ＳＤの高度化】

○　「卒業認定・学位授与の方針」に則した最適な教育を提供するためには、学位プログラムにおける個々の授業科目を担当する個々の教員が同方針そのものや個々の授業科目との関係を理解・認識することや、個々の教員に対し大学の教員に一般に求められる基礎的な知識・技能及び学位プログラムを担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのＦＤ・ＳＤが確実に実施されることが必要である。

##### 【教学ＩＲ体制の確立】

○　個々の授業科目との関係では、教学ＩＲは当該授業科目が「卒業認定・学位授与の方針」との関係で期待される役割を果たしているかといったマクロな観点からの授業科目の検証・改善や、授業科目単体として学生の参加意欲や興味・関心を高めるためにはどうすればよいかといったミクロな観点からの授業科目の検証・改善にも用いることが可能であり、適切な目標設定の下に行われることが必要である。

### Ⅴ　情報公表

　各大学が、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たしていくことが必要である。また、大学教育の質の向上という観点からも、情報公表には重要な意義がある。  
　今後、各大学がその有する強みと特色を生かして学修者本位の観点からその教育を充実していくためにも、学生の学修成果や大学全体の教育成果に関係する情報をより自発的・積極的に公表していくことが必要となる。また、社会との関係の深化に伴い、地域社会や産業界、大学進学者等の大学の外部からの声や期待を意識し、社会からの信頼と支援を得るという好循環を形成するため、さらに、社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を進めるためにも、情報の公表を積極的に進めることが必要である。

○　大学が、その教育活動に関する情報を積極的に公表する意義としては、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者や、広く有形無形の様々な支援を得ている社会に対する説明責任の観点が強調されてきたところである。

○　また、国による設置認可の後も各大学が自らの強み・特色を生かして恒常的に大学教育に関する質の維持・向上を図っていることを、７年に一度の認証評価だけではなく、大学自らが社会に対して公表するという営みそのものが、各大学の教育の質の維持・向上に向けた動機となり、関連する取組を促す側面があると考えられる。

○　今後も各大学が自らの強み・特色を生かして学修者本位の観点からその教育を充実していくことが求められる。情報公表については大学の取組も進んできたところであるが、法令上公表が義務化されている事項では、学生が実際にどのような知識や能力を修得したかなどの成果の確認ができていないという課題が指摘されている。こうした状況も背景として、従来、社会の関心が学生の学修成果や大学全体の教育成果に向けられることのないまま、大学は例えば「偏差値」等の尺度で一元的に判断されてきた傾向もある。このため、大学が、学修成果・教育成果の把握・可視化を大学内部で行うことにとどまらず、学修成果や教育成果、大学教育の質に関する情報をより自発的・積極的に社会に対し公表していくことにより、大学が学修成果や教育成果に基づいた多元的な尺度に基づき理解されることを促進していく必要がある。

○　また、大学が地域社会や産業界等と恒常的な「組織対組織」の連携を深め、その協力を継続的に得ていくためには、大学からより具体的な情報の発信を行うことで大学内部の取組が理解され、適切なパートナーとして認知されることがまず必要となる。各大学が積極的に情報公表を行っていくことにより外部の声や期待に応えていることを示し、社会からの評価と支援を得るという好循環を形成することが求められる。

○　各大学には、自らが認識する強みや弱点も含めて、可能な限り広範で具体的な情報を外部に発信し、外部からの適切な評価や支援を教学マネジメントの各局面で生かすことで、社会からの評価を通じた教育の質の向上や、入学希望者のミスマッチの回避を図っていくことが期待される。

○　大学の活動は多面にわたっていることから、情報公表を進めていくに当たっては、様々な情報を組み合わせて、大学全体の姿をできるだけ包括的に描き出す必要がある。個々の情報が単独で示すことのできる内容には限界があることから、個々の情報に対する分析や解説を、その根拠と併せて公表すること等により、大学教育の質を判断する情報の一つとして活用することができるものと考えられる。

○　特に、個々の大学においては、その規模は言うに及ばず、教育の理念・目的、沿革、地理的条件、受け入れる学生の姿、公的支援や民間からの寄附等の水準等、それぞれの大学を取り巻く環境自体に大きな差異がある。情報に附帯する大学の分析や解説等を考慮するなど、必要な配慮が行われることなく、ごく特定の指標のみを用いて大学教育の質を測ろうとすることや、一面的な大学の序列化につながるような利用を行うことは、社会を信頼して情報公表を行った大学の自発性を大きく損なう、大学教育に対する理解と見識を欠いた行為と言わざるを得ないという点は強調しておく必要がある。

#### 大学全体レベル

○　学修成果・教育成果の把握・可視化の観点からは、学生が自らの学修成果を自覚し、説明できるようになることや、大学が教育成果をエビデンスとともに説明できるようにする必要がある。一方、情報公表の観点からは、当事者である学生・大学に向けた学内情報ではなく、学外者であっても理解できる内容・表現とすることで、関係者に対して誠実な情報公表に努めるよう留意することが必要である。

○　大学における学修成果や教育成果、これらを保証する条件に関する情報として公表する意義があるものと考えられる情報の例としては、以下のようなものがあげられる。（別紙３参照）

（１）「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例

①　大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの

　・各授業科目における到達目標の達成状況、学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、学修時間

②　教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報

　・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況、卒業論文・卒業研究の水準、アセスメントテストの結果、語学力検定等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業生に対する評価、卒業生からの評価

（２）学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例

①　大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの

　・入学者選抜の状況、教員一人あたりの学生数、学事暦の柔軟化の状況、履修単位の登録上限設定の状況、授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）、早期卒業や大学院への飛び入学の状況、ＦＤ・ＳＤの実施状況

②　教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報

　・ＧＰＡの活用状況、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況、ナンバリングの実施状況、教員の業績評価の状況、教学ＩＲの整備状況

○　これらはあくまで例であり、各大学の自主的・自律的な判断とその責任の下で情報公表が進められることが期待される。特に、（１）①に分類される項目については、社会からその公表が強く求められている学修成果・教育成果に関係するものであることから、早期に情報公表が進められることが強く期待される。

○　情報の収集については、学長のリーダーシップの下、責任を有する組織の特定や教学ＩＲ部門との連携を構築したり、あらかじめ必要な手順を定めるなど適切な体制を整えた上で、必要な情報の収集を行う必要がある。

### おわりに

　学修者本位の教育の実現は、既存のシステムを前提とした「供給者目線」を脱却し、「学修者目線」で教育を捉え直すという根本的かつ包括的な変化を各大学に求めており、学修者本位の教育の実現に向けた教学マネジメントの確立も、各大学において短期的に完全な形で実現されることは想定できず、関係者により安定的・継続的に取り組まれることにより実現されるものである。

　教学マネジメントの確立に向けた取組を安定的・継続的に行う観点からは、大学として、特定の個人のみに依存するのではなく、関係者の主体性に基づく参画を広く得ることを目指していくことが重要である。

　このため、学長は、学部長等や一人一人の教職員の意見に耳を傾け、丁寧なコミュニケーションを行うとともに、同様のコミュニケーションが教職員間で活発に行われる環境を醸成することが期待される。また、大学全体の教育理念、特に私立大学にあっては建学の精神を教育において実現するという視点から、教学マネジメントの重要性を学内において問い直し共有するというプロセスも、各大学の独自性を生かした取組を継続的に実現していくために重要であると考えられる。

　さらに、大学内のみならず、国際社会や地域社会、産業界等教育と密接な関係にある存在、大学に対して期待を持つ社会一般と積極的に連携を図ることで、その協力を継続的に獲得していくことが、教学マネジメントの確立に向けた取組を安定的・継続的に行うための重要な条件となることも論をまたない。

　本指針も契機として、各大学において、教学マネジメントの確立に向けた優れた取組が実施され、成果の蓄積も進んでいくことが期待される。まずは、各大学自身がこうした優れた取組や成果の蓄積を継続的にフォローアップしてゆくことが重要である。また、中央教育審議会及び文部科学省においても、各大学の取組を丁寧にフォローアップしつつ、適切なタイミングで本指針の充実を図るための検討を行うことが必要である。

1. 「２０４０年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成３０年１１月２６日中央教育審議会答申） [↑](#footnote-ref-1)
2. 「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」 [↑](#footnote-ref-2)
3. 『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成２８年３月３１日中央教育審議会大学分科会大学教育部会） [↑](#footnote-ref-3)